



逓信管理局の設けテ逓信管理局事務官、同事務官補、

同書記、同書記補等ヲ置キ又通信官署、（葉）通信事

務官、同事務官補、同書記、同書記補等ヲ置キ郵便

貯金局ニモ亦郵便貯金事務官、同事務官補、同書記、

同書記補等ヲ置キトモ何レモ其ノ特別任用

ノ規定ヲ設ケルトスルモノニシテ從前此等ノ各官ニ該當

スル通信事務官、通信事務官補、通信局、通信事

並ニ海軍局事務官等ノ特別任用令ノ規定ト大差

ナク且ツ官制改正ノ際臨時ノ特別任用ニ關スル規定モ別

ニ支障ナクモト認ムルニ依リ原案ノ適可決スル

然ハ一レト思料ス

右様ニ審査ノ結果ヲ報告ス

年月日

書記官長

議長宛

書記官長

以

主筆 書記官

書記官

海員審判所職員定員及任用令中改正件

審査報告

謹テ御報告ノ海員審判所職員定員及任用令中改正

件ノ審査ニ付今般海事局ヲ廢止シ其事務ヲ新設

ノ逓信管理局ノ所管ニ屬セルニ付従前海事局ノ職員